

指定管理業務点検・評価シート（令和7年度業務）

令和8年7月31日

施設名	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	所在地	鳥取市浜坂 1 1 5 7 - 1
施設所管課名	子育て王国課	連絡先	0 8 5 7 - 2 6 - 7 1 4 8
指定管理者名	一般財団法人鳥取県観光事業団	指定期間	H18. 4. 1～H21. 3. 31（3年間） H21. 4. 1～H26. 3. 31（5年間） H26. 4. 1～H31. 3. 31（5年間） H31. 4. 1～R6. 3. 31（5年間） R6. 4. 1～R11. 3. 31（5年間）

1 施設の概要

設置目的	自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資する。
設置年月日	昭和48年5月（平成12年3月リニューアルオープン）
施設内容	○敷地面積 ・県所有地（こどもの国敷地 163,987.49㎡、こどもの国北側臨時駐車場 37,899.960㎡の一部） ・鳥取市からの借用地 3773.79㎡ ○建築総面積 6,909.3㎡ ○施設内容 管理棟、そうぞう館、多目的ホール、砂の工房、木工工房、レストラン、こども広場、遊具広場、乗物広場、水の遊び場、こどもの国農園、杉の子ハウス、わんぱく広場、ぼうけん広場、駐車場
利用料金	別紙1のとおり
開館時間	通常：午前9時～午後5時 ゴールデンウィークの期間、盆の期間：午前9時～午後5時30分
休館日	8月を除く毎月第2水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日）、年末年始（12月29日～1月1日）

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	○施設設備の維持管理（保守管理及び修繕、警備、清掃等） ○管理施設の利用の許可、退去の命令、施設利用料の徴収等に関する業務 ○その他管理施設の運営に関する業務（利用者の受付及び案内、安全確保、利用者へのサービスの提供、管理施設の利用促進等） ○管理施設を利用した自然体験等に資する事業に関する業務
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員（常勤職員）：13人、期限付職員6人〔計 19人〕
	詳細な配置は別紙2のとおり

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和7年度	19,853	26,441	13,346	12,495	23,317	12,920	15,702	19,227	5,338	5,165	9,859	20,596	184,259
	令和6年度	22,670	27,763	17,078	12,032	26,393	15,885	19,220	14,044	4,529	7,532	4,662	18,463	190,271
	増 減	-2,817	-1,322	-3,732	463	-3,076	-2,965	-3,518	5,183	809	-2,367	5,197	2,133	-6,012
利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和7年度	6,727	9,431	3,994	5,073	8,726	4,909	5,122	6,680	2,153	1,254	2,535	7,561	64,165
	令和6年度	7,312	10,367	4,756	3,990	9,256	5,631	5,841	4,817	1,805	2,014	1,192	7,180	64,161
	増 減	-585	-936	-762	1,083	-530	-722	-719	1,863	348	-760	1,343	381	4

5 収支の状況

区 分			令和7年度	令和6年度	増 減
収入	事業収入	入園料収入	28,390,140	28,032,040	358,100
		遊具使用料（バッテリーカー等 使用料）	15,419,700	14,585,700	834,000
		工房収入（砂工房・木工工房利 用料）	8,122,590	8,249,054	-126,464
		参加料収入（友の会会費、体験 イベント参加料）	3,977,700	4,186,750	-209,050
		売店営業収入	3,275,335	3,252,592	22,743
		レストラン収入（レストラン施 設使用料）	122,605	121,023	1,582
		その他収入（手数料収入、自動 販売機等手数料）	4,877,453	5,756,379	-878,926
		小 計	64,185,523	64,183,538	1,985
	事業外収入	県委託料	115,204,000	106,678,000	8,526,000
		小 計	115,204,000	106,678,000	8,526,000
計			179,389,523	170,861,538	8,527,985
支出	人 件 費		79,951,882	64,359,786	15,592,096
	施設維持管理費		66,552,288	65,801,983	750,305
	イベント経費		13,573,114	15,797,734	-2,224,620
	工房運営費		5,140,787	5,263,053	-122,266
	レストラン運営費		800,000	800,000	0
	売店運営費		2,815,107	2,789,256	25,851
	補助事業費		0	0	0
	その他（きぐるみ更新費）		0	0	0
	計		168,833,178	154,811,812	14,021,366
	収 支 差 額			10,556,345	16,049,726

6 労働条件等

確認項目		状 況			備 考
		正職員	非常勤職員	臨時職員	
雇用契約 ・ 労使協定	労働条件の書面による提示	一般財団法人鳥取県観光事業団就業規則で規定された様式により提示			※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	有	※常時10人以上の労働者を使用する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	有	有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	8 時間/日	8 時間/日	8 時間/日	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	タイムカード	タイムカード	タイムカード	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	交代制勤務により、勤務を要しない日に指定された日			※幅がある場合は上限、下限を記入
給 与	給与金額	309,020円	184,571円	155,307円	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	※適否を記入
	処遇改善計画との比較	適	適	適	※達成率を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	有			
	産業医の選任	選任の要否：無	選任状況：		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：無	選任状況：		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：要	選任状況：選任あり（衛生推進者 1 名）		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要	選任状況：選任あり（衛生推進者 1 名）		※業種・規模の要件あり

（参考）

○労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づくもの）

- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
- ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
- ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条の2ほか）
- ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
- ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
- ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
- ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
アンケートの実施	施設利用者にアンケートを記入してもらい、施設利用者の意見を求めた。（864件）

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	・利用者アンケート（電子アンケート含む）による意見・提案・苦情等 ・友の会会員の提案 ・県民の声の苦情・提案 ・窓口での意見等受付
------------	--

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
・多目的ホールにボルダリングなど、夏冬、雨天時に利用できるような設備が欲しい ・施設内での携帯の電波状況が悪い。電子決済対応の自動販売機を設置してほしい ・管理棟のベビールームは授乳室とおむつ替え場所が併設されているため、男性がおむつ替えを行っているときに授乳室の利用がしにくい。他に男性が利用できる場所を設置してほしい。	・段ボールの滑り台などを多目的ホールに常設するとともに、冬季には大型エア遊具や段ボール迷路などを設置し、体を動かし遊べるコーナーを設置した。 ・通信会社の基地局をこどもの国園内に設置するため業者と調整しており、電波状況の改善を検討しているところ。電子決済対応自販機については順次導入を進めている。 ・管理棟以外にもそうぞう館などにも授乳可能なベビールームを設置しているほか、多目的ホールのトイレにはおむつ交換用のベビーベッドを設置し、管理棟のベビールームが利用されているときにも、おむつ交換などの対応が可能。
ふわふわドームの小学生の利用を検討してほしい	ふわふわドームの利用者の限定については、製造元の企業からも年齢・体格の差が大きい子どもたちが一緒に遊ぶと危険である旨の報告が上がっているところであるため、時間で区切って利用者を分けるといった方法が取れるか、人員等の体制面などからも検討を実施している。

利用者からの積極的な評価
・電気自動車の充電スタンドができたことで、いまでもより行きやすくなった。 ・雨の日の屋内の遊び場として、多目的ホールと管理棟のおもちゃでたくさん遊ばせることができてよかった。 ・夏の炎天下でも冷房の効いた部屋で休憩できたので、屋内・屋外両方無理なく楽しむことができた。 ・プールでとても楽しそうに子どもたちが遊んでいた。 ・自分たちが住んでいる自治体にも同じような施設があればいいのにと強く感じた（県外出身の方からの意見）。 ・サンド公園の遊具がかわいかった。

9 指定管理者による自己点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☒
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☒

【成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項】
・大阪・関西万博のレガシーを活用した遊具・施設を園内に複数箇所設置し、万博閉幕後も鳥取で盛り上がり継続することができた。 ・変形自転車のコースを拡張し、今までよりものびのびと自転車を走らせることができるようになった。 ・木工工房の空調整備、サンド公園の芝生の張替えなど快適な利用環境の整備を実施した。 ・園内の樹林地を整備し、散策コースの設置やビオトープの整備を行い、子どもたちの自然学習の場所を整備した。 ・多目的ホールに段ボールの滑り台などを常設するほか、屋外で遊ぶことが困難になる1月から2月末には、大型のエア遊具や壁面にボルダリング遊具を設置するなどして、天候にかかわらず体を動かして遊ぶことができるようにした結果、2月の来園者数が前年度を大きく上回った。

【現在、苦慮している事項】【今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項】
・施設の設備や遊具などが軒並み老朽化が進んでおり、施設独自の改修・修繕及び計画的な改修等ではもはや対応しきれない状態である。 ・一方で魅力化のために新規の遊具・設備を設置するために調整しているが、資金的な観点でそれが思うように進まない現状がある。 ・小学校低学年、就学前の子どもたちだけでなく、幼児を連れた親子、小学校中学年以降の子どもなども一緒になって楽しめるなど、利用者のニーズを反映したイベント、体験事業等を企画し、幅広い年齢層が何度も足を運びたくなるような魅力づくりを行う。 ・来園者層として、近隣在住のリピーター層のほか、県外からの観光客なども増えてきている現状を鑑み、どちらか片方ではなく、双方に効果のあるような魅力あるイベント・取組を継続して実施し、施設の更なる魅力化につなげていく。 ・雨天時及び炎天下の真夏にも来園し、楽しめるような施設整備、企画を実施する。 ・GW期間等、繁忙時に来園者の駐車場が慢性的に不足している。休日には駐車場に警備員を配置し、駐車整理に努めているが満車になることも多いため、長期の休暇などでは、砂丘全体での情報共有と対策が必要。鳥取市、周辺事業者と連携し、渋滞緩和対策を行っていく。

10 施設所管課による業務点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☑
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☑

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	○施設設備等の保守管理・修繕に積極的に対応しており、仕様の内容に沿った適切な整備を行っている。 ○事故などに対し、対応できる者が管理職に限定されており、事故の際にマニュアルにある内容を適切に実施できないケースが発生した。マニュアルの整備だけでなく、継続的な職員研修などにより、いざという時に誰でも対応が可能な環境づくりを意識的に行っていくことが求められる。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	○利用許可は、適切に行われている。 ○利用料金の徴収、減免は適切に実施されている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	○利用受付、案内、附属施設・備品の貸出し及び利用指導、操作については、マニュアルに基づき適切に実施されている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	○利用者意見の把握・対応については、アンケートにより把握し、その意見を業務に反映させるなど、積極的に業務改善を図る姿勢がみられ、適切な対応が図られている。 ○その他については、協定書に沿って適切に実施されている。
〔収入支出の状況〕	3	○入園料の収入管理及び支出行為は、会計法令等に従って適切に行われている。
〔職員の配置〕 ○適正な職員配置 ○処遇改善計画の達成状況	3	○指定管理業務を実施するために必要な人員が適切に配置されている。一方で安全の確保のために人手が必要な現状はあり、改めて施設内の適正な人員配置ができているかどうかについて確認していく必要がある。 ○処遇改善計画については、当初の目標数値以上の改善（目標比100.3%）を達成できており、適正に処遇改善等がなされている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書（月次）における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 （利用券、利用券管理簿の管理など） ○必要な規程類の整備 （会計規程、協定書等で整備が定められている規程など）	3	○協定書等で定める規程が整備されており、適正に会計事務が行われている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 （労働基準、労働安全、障がい者雇用等） ・環境関連法令 （大気、水質、振動、廃棄物等） ・その他の法令 ○県内発注（鳥取県産業振興条例）	3	○現在、行政指導を受けている事案はない。 ○委託業務等、県内業者への発注に取り組んでいる。
〔県の施策への協力〕 ○県の施策・取組への協力 ○障がい者就労施設への発注	4	○県の事業に積極的に協力しており、本来の児童厚生施設としての役割以上の観光拠点としての役割も果たしている。 ○障がい者就労施設から物品の調達（売店での販売物）に取り組んでいる。
総 括	3	○指定管理業務の内容は、おおむね協定書の内容どおりに実施されており、適切な管理運営が行

《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、
4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、
※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。

別紙 1 利用料金

1 入園料

区分		一般人	高校生	中学生	小学生以下
個人		500円	500円	200円	無料
団体	10人以上	450円	450円	180円	無料
	20人以上	400円	400円	160円	無料
学校行事		上記料金	250円	100円	無料

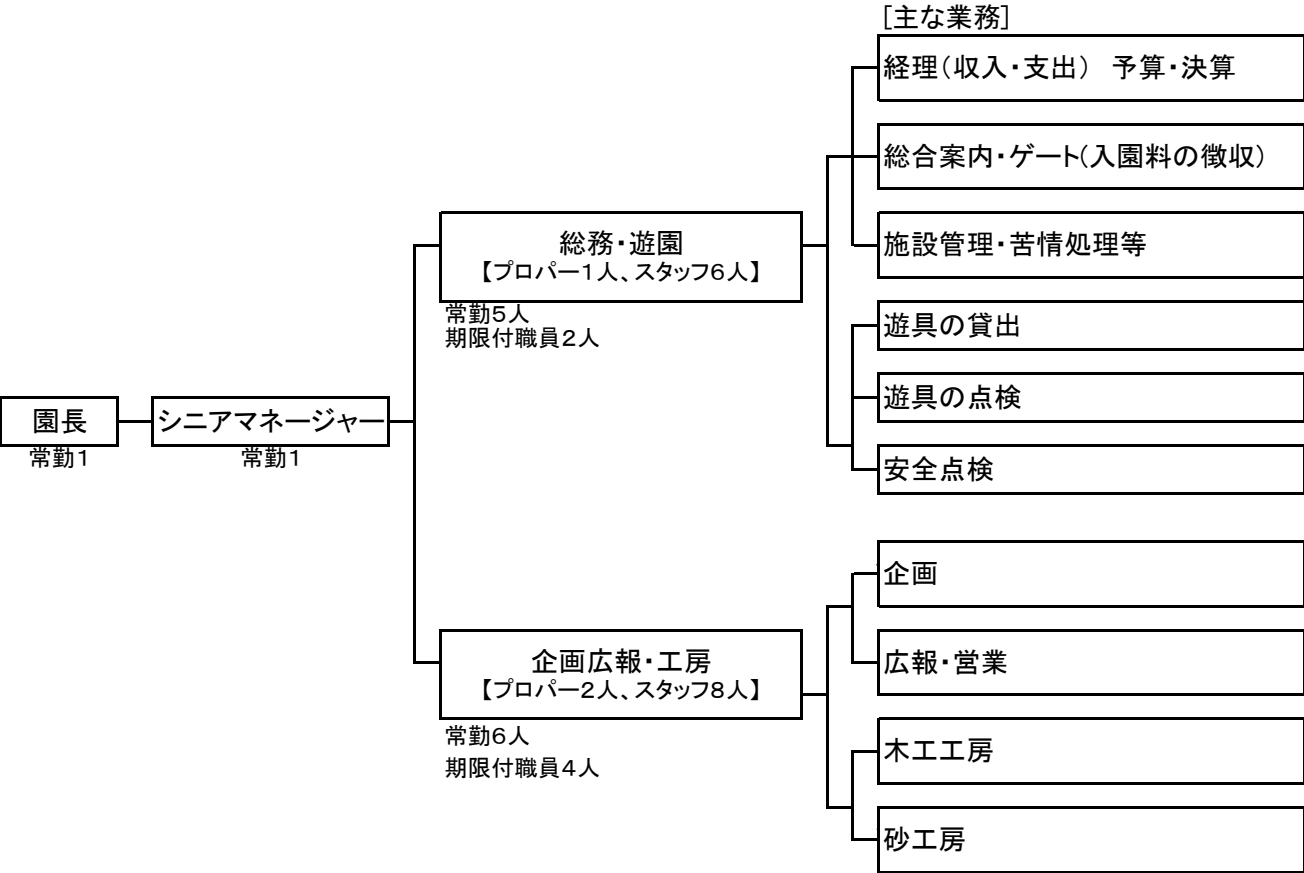
2 工房利用料

区分			金額
砂の工房	本焼き	幼児、児童又は中学生の生徒	1人1回につき 300円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円
木工工房(工具を利用する場合)	木工	幼児、児童又は中学生の生徒	1人1回につき 100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 150円
	ガラス細工	幼児、児童又は中学生の生徒	1人1回につき 50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 100円

3 乗物利用料

区分		金額
変形自転車		1人1回につき 100円
バッテリーカー		1人1回につき 100円
周回コースバッテリーカー		1人1回につき 200円
サイクルモノレール		1人1回につき 100円
レールトレイン	満3歳から中学に入学するまでの者	1人1回につき 100円
	中学校若しくは高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 200円

別紙2 こどもの国管理体制(令和7年4月1日現在)



常勤	13人
期限付職員	6人
合計	19人